

令和3年12月会議  
第18回綾瀬市農業委員会総会議事録

( 閱 覧 用 )

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和3年12月24日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号8番	比留川晴雄
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号4番	細谷則子	議席番号11番	橘川利一
議席番号5番	見上智	議席番号12番	加藤栄三
議席番号7番	山崎弘子	議席番号13番	新倉賢一
		議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

議席番号3番	笠間保一	議席番号10番	栗原良晴
議席番号6番	多田平雄		

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請事案  
議案第45号 農用地利用集積計画決定事案  
議案第46号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案  
報告第11号 専決処分等について

議決事件及賛否の数

別紙記載のとおり

議 事 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領

綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 見 照 人
次 長	早 川 純
総 括 副 主 幹	田 中 誠
主 査	高 田 佑 也
主 事 補	鈴 木 美 咲

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。新型コロナがやっと治まったと思っ  
たら、また変なのが出てきたようでこれから予断が許さない状況になってきました。本日は  
はお忙しい中皆さんご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今より第18回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、3番 笠間委員、6番  
多田委員、10番 栗原委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。  
したがいまして、現在の委員数は11名、推進委員は3名でございます。定足数であり  
ます在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合  
わせによりまして私から指名をいたします。本日は、11番 橘川委員、12番 加藤委員のご  
両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報  
告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております  
11月25日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今  
後の予定について申し上げます。1月4日 年頭挨拶、市長室、議長室におきまして、会  
長、職務代理が出席される予定でございます。17日 審議案件現地調査、市内一円におき  
まして、第2班の委員が出席される予定でございます。18日 第19回農業委員会 総会議  
案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定ございま  
す。25日 第19回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席  
される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会  
分を申し上げます。法第5条許可申請2件 6,461㎡、農用地利用集積計画決定5件 15,763  
㎡、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 3,963㎡、法第3条届出2件 13,770.29  
㎡、法第4条届出9件 3,306.94㎡、法第5条届出2件 1,005.23㎡、合計21件 44,269.46  
㎡でございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお  
目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入り  
ます。本日の議事日程につきましては、農地法第5条の規定による許可申請事案をはじめ、  
総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願

いたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号11番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号11番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は[ ]外1筆、地目畑、地積合計1,394㎡でございます。転用目的は資材置場及び駐車場、転用理由は事業の拡大に伴う資材置場及び駐車場確保のためでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料1で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、資料2ページ(3)の4に記載のとおり、主に整地及び碎石舗装でございます。工期は資料6ページ、7ページのとおり2月20日から3月19日まででございます。土地利用計画につきましては、資料4ページ、5ページをご参照ください。[ ]は従業員用駐車場として、[ ]は資材置場として利用いたします。周囲への防除対策といたしましては、場内は碎石舗装のため、雨水は自然浸透処をいたします。隣地との境界は、単管パイプにロープ2段で囲いを設けます。なお、[ ]につきましては接道してございませんが、既に転用済みの隣地資材置場の通路を借用する合意を得ており、資材置場としての利用に支障はございません。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告をお願いします。4番 細谷委員

○4番（細谷 則子君）本件について、12月17日第1班私のほか森山委員、比留川委員、内藤推進委員、事務局3名と現地調査をいたしましたのでその結果を報告いたします。本日私が報告する全ての議案につきまして同日同メンバーの調査となります。許可申請地の[ ]は資材置き場として、[ ]は駐車場として、まだ下草はありますが転用には問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

(参考人着席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、XXXXXXXXXX外1筆、地積合計1,394 m<sup>2</sup>の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（XXXXXXXXXX）XXXXと申します。よろしく申し上げます。XXXXから代理人でまいりました。1 転用を行う理由と、この地を選定した理由については、XXXXの事業がリサイクルの回収買い付けを行って、その資材を保管してその製品を再販売、再利用しております。昨今リサイクル製品の増量に伴い、今回の申請地が適切と判断したので転用を行う理由となりました。この地を選定した理由については、本店事業所から比較的近く立地条件が変わらないことが大きな要件でございます。接道に問題がなく近隣の住宅地が少ないと言うことで、そういう事が理由です。2 土地利用計画及び施設概要については、図面の通りですが、碎石を敷きましてその上にリサイクル製品を置こうと考えております。周辺の隣地との境は周りに単管ロープをやったり、第三者の侵入を防ぐような形で考えております。3 転用計画と周辺への防除対策等について、周辺は農地がないということで防除対策としては、単管ロープを考えております。4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工程は一か月位で土地の整地をして碎石を敷いて整地転圧し、単管ロープ施工に、一か月間位工事期間を用意していきまして、その期間は安全に十分注意して作業を行いたいと思います。5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、耕作している土地が隣接にないということですが、工事の際は周辺の方には説明しようと思っております。6 施設の管理計画については、隣接には迷惑をかけないように十分注意します。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員

からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員は私でございますので、補足する事項等を申し上げます。この付近は前年の当初以来ほとんどの土地畑が転用されまして、ここの部分が残っているだけの感じで、現在下草がある様な状況で畑としては認められる状況です。周りの状況等、所有者の年齢等考えますと、私には転用やむなしと感じられます。以上です。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号12番についてを議題といたします。なお、本件につきましては、第■地区 ■■■推進委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

(第■地区 ■■■推進委員退席)

○議長(古塩 貞夫君) ただ今、第■地区 ■■■推進委員が退席されました。現在の委員数は11名、推進委員2名です。それでは、事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号12番でございます。申請人は記載のとおりです。

申請地は[ ]外2筆、地目畑、地積合計5,067㎡でございます。転用目的は駐車場及び資材置場、転用理由は、既存施設の返却に伴う新規施設の確保のためでございます。権利の種類につきましては賃貸借件の設定、場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料2で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、資料4ページの4に記載のとおり、主に宅盤形成の為の盛土及び砂利敷き施工でございます。工期は資料の10ページのとおり許可後150日間でございます。土地利用計画につきましては、資料2の7ページをご参照ください。周囲への防除対策といたしましては、場内に雨水浸透菅を埋設し、勾配を設けて雨水を集積し、浸透処理いたします。隣地との境界は、境界から50cm後退してコンクリートブロック積2段から4段で囲いを設け、周辺への雨水、土砂の流出を防止します。また、駐車場に配置する照明につきましては、農作物への影響を配慮し、資料8ページの照度分布図をもとに農地に光が当たらないよう最低限の能力、配置といたします。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であり、また神奈川県土砂条例及び歩道の切り下げ等に係る自費工事の手続きも併せて行っております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。4番 細谷委員

○4番（細谷 則子君）整理番号12番、申請地は[ ]外2筆は全て耕運状態でした。第1班としては転用には問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、[ ]外2筆、地積合計5,067㎡の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について



- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（ ）の と申します。

○参考人（ ）同じく の と申します。よろしく  
お願いいたします。

○参考人（ ） 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、現在申請者の工業団地組合さんが既存で使用している駐車場が、区画整理によって使えなくなってしまう事で、代替の駐車場を作る計画が持ち上がりました。この地を選定した理由は、現在工業団地組合さんが今使われている駐車場の条件と照らし合わせて、工業団地より約 100m以内の申請地になることと、道路からのアクセスが良好な土地を候補地として選び始めました。申請している と、隣接地ではあるんですけど、少し離れた 等が候補地に上がったんですが、 は工業団地のエリアから 300m程離れてしまうという事で、除外いたしました。隣接地である は、地権者さんの同意が得られなかったので除外となりました。 が除外されたことにより、そこから南へのアクセスが繋がらなくなったので、そこから南の範囲に関しては除外になりました。残った を道路へのアクセスと考えると、本地としては と ですが、そちらは地権者さんに同意を得られましたので、3筆、 、 、 を併せて申請地とさせていただきます。2 土地利用計画及び施設概要については、基本的には全て駐車場として使うこととなります。図面を見ていただいて、大きな方の敷地基本的に駐車場になりまして、そこから道路の通用口として6m幅を確保しております。4tトラックと書いてある敷地は資材置場になりまして、現在工業団地組合さんが使用されている資材置場も使えなくなってしまうので、今回の計画として入れ込んだ形となっております。駐車場に関しましてはアスファルト舗装ではなくて基本的に砂利舗装になります。隣地に雨水の流出を防ぐために砂利舗装で浸透させつつ、念のため浸透トレンチ管や浸透柵を設置しまして雨水の流出を防ぐ形になります。外周に関しましては、周りの畑の影響を考えまして区域から50cmほど内側に逃がして駐車場を計画して、外周に関しましてはブロックを積みましてその上にメッシュフェンスを設置します。資材置場に関しましても舗装は砂利舗装を行いま

して道路への雨水の流出を防ぐため、こちらにも浸透トレンチ管や浸透柵を設けます。3 転用計画と周辺への防除対策等について、転用計画に関しましてはご説明した通りで重複してしまうんですが、防除対策としては2点あります。1点目は先程ご説明した通り隣地の畑の影響を考えまして、敷地から50cm逃がした所を駐車場として使うこと、2点目は周りが畑という事ですから街路灯に関しましては、メーカーさんに照度分布図を作っていただき光の影響は全ないように考えて設置しております。合計6台の街路灯があるんですが、全て駐車場内に光を当てるような計画になっております。4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は許可日より150日間想定してございます。仮設工や予備工も含めた期間になります。工事期間中の安全対策については、通常の工事と同様に仮囲いをし、周りへの影響がないようにすることと、大型車等が通るときはガードマンを設置して誘導を行うような形になります。5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、隣接農地耕作者の皆様には許可を頂いて押印も頂いております。1名だけ直接お会いできなくて許可を頂いていない方がいるんですが、その方には説明文と図面を投函させていただきまして説明させていただいている状況に至ります。

○参考人（ ） 6 施設の管理計画については、駐車場として利用すると考えておりますので、施設という施設はない状況です。代替の駐車場なので今後も今までと同じように駐車場として利用することになると思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）確認ですが、 から駐車場に入っていく理解で良いですか。駐車場になった後普段は誘導員とか置く訳ではないですね。

○参考人（ ） そうです。その代わり綾瀬市さんの方から要望がありまして、駐車場の出入口部分には入口、出口と表記をさせていただきます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員は本日欠席のため、事前に隣接地域の担当委員に現地確認をお願いしております。それでは、補足する事項等がありましたらご発言願います。1番 森山委員

○1番(森山 謙治君) 本件につきまして地元委員として発言いたします。12月9日施工業者から事業の必要性や工事概要等について説明を受けました。その中で今回の転用理由につきましては隣接区域の区画整理事業に伴い、使用不能となる駐車場や資材置場の代替との説明がありました。また、工事にあたっては隣接農地の被害防除対策として、雨水流出防止措置を講じる事や夜間の照明が外に漏れない様な照明灯にする等の説明がありました。なお、12月17日には1班の一員として私も現地調査を行ってまいりました。現地は先ほど細谷委員から報告がありました通り、耕運状態でありました。地元委員としては、農地が減少することは残念ですが転用の理由や、事業にあたっての近隣の被害防除措置が取られていること、第2種農地に該当し転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思えます。以上です。皆様のご審議よろしく願います。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ諮問することといたします。

(第 地区 推進委員 入室、着席)

○議長(古塩 貞夫君) ただ今、退席されていましたが、第 地区 推進委員が着席されました。現在の委員数は、委員11名、推進委員3名です。

次に、議案第45号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号68番、69番は申請人であり使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。



ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤  
推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）本日の農用地利用集積計画決定事案全てにおきまして、12月  
17日第1班の委員の皆様と同行させていただきました。現地調査いたしました。整理番号  
68番現地の状況は1班の代表の委員さんが述べられた通りでございます。69番につきまし  
ても大変きれいな耕運状態でした。特に問題ありません。使用借人は1年通して、レタス、  
キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ、里芋等6つの出荷部会に属しておられ、大変意  
欲的に農業に取り組んでおられる方でございます。今回の農用地利用集積計画決定は妥当  
ではないかと考えます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご  
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計  
画決定事案、整理番号68番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請  
のとおり可決されました。

続いて、整理番号69番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請  
のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号70番についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。農用地  
利用集積計画決定事案、整理番号70番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人  
は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積21,474㎡、申請地は■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■外1筆、地目畑、地積合計991㎡でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用  
権の設定期間は、令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間です。利用目的は  
露地野菜、設定初年は、令和元年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきまし  
ては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13ページの案内図を

ご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、耕作面積の 21,474 m<sup>2</sup>は、自作の畑 6,633 m<sup>2</sup>、利用集積による畑 14,841 m<sup>2</sup>で、管理する農地に遊休農地はございません。本件申請地の北側隣地約 10 a を利用集積で借り受けており、一帯で耕作されております。農機具は、耕運機、トラクター 2 台、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。4 番 細谷委員

○4 番（細谷 則子君）整理番号 70 番、現地の状況はキャベツ、ブロッコリーが作付けされておりました。農地として維持管理されていると認めましたので、第 1 班といてしましでは、農用地利用集積の継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 70 番、現地の状況は 1 班の代表の委員さんが述べられた通りでございます。特に問題ないことから、今回の農用地利用集積計画決定は妥当ではないかと考えます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 70 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 71 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 71 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 1,800 ㎡、申請地は■■■■■■■■■■外 4 筆、登記地目田、現況畑、地積合計 603 ㎡でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 19 年、通算 6 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は 100 日農業従事しておりますが、所有する農地の 1 割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、耕作面積の 1,800 ㎡は自作の田 990 ㎡、自作の畑 207 ㎡、利用集積による畑 603 ㎡で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。4 番 細谷委員

○4 番（細谷 則子君）整理番号 71 番、現地の状況はキャベツ、大根、ネギ、ハウレンソウが作付けされておりました。農地として維持管理されていると認めましたので、第 1 班といてしましては、農用地利用集積の継続に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤 推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 71 番、現地の状況は多品目きれいに作付けが慣れておりました。今回 6 回目の継続という事で、過去に問題もない等のことから、今回の農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計

画決定事案、整理番号 71 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 72 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(田中総括副主幹) 総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 72 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 8,121 m<sup>2</sup>、申請地は [REDACTED] 外 11 筆、地目畑、地積合計 11,755 m<sup>2</sup>でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は果樹、設定初年は、令和 4 年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 150 日農業従事しておりますが、今回所有する農地の 7 割強の貸し付けを行いたいとの意向でございます。

一方の使用借人の状況でございますが、令和元年 11 月に厚木市で就農し、イチゴ及びブルーベリーを主とする観光農園を 3,220 m<sup>2</sup>、市民農園を 4,901 m<sup>2</sup>、計 8,121 m<sup>2</sup>を経営しております。面積の 8,121 m<sup>2</sup>は全て厚木市で、管理する農地に遊休農地はございません。

農機具につきましては、防除機 2 台等を所有するほか、使用貸人が所有するトラクター等を借用する旨の合意を得ております。農業従事者は、法人従業員 5 名、従事日数は 300 日となっておりますが、本件申請地の管理のため新たに 2 名を雇用いたします。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 1 班の代表の委員より報告を願います。4 番 細谷委員

○4 番(細谷 則子君) 整理番号 72 番、申請地 [REDACTED] から [REDACTED] まで現地の状況は全てきれいな耕運状態でした。農地として維持管理されていると認めましたので、第 1 班としましては、農用地利用集積計画決定に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。この件について事前に現地を確認してい



ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤  
推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号72番につきまして、現地の状況は全ての圃場について大変きれいに耕運されていました。特に問題ないことから、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）この事案につきまして10月8日に農地部会が開催されまして、その時点で[ ]では、16,015㎡と伺っていましたが、今回の事案では11,755㎡という事で、4,260㎡減となっていますが、その理由は何かお伺いしたいと思います。もう1点は、利用目的が果樹という事ですが、農地部会ではみかん、ブルーベリー、レモン等の作付け予定と伺っておりますけれど、その辺は変わりがないかどうか。[ ]の耕作面積、先ほど事務局から説明がありましたけれど、耕作面積が8,121㎡うち観光農園が3,220㎡市民農園が4,901㎡という事で、部会ではそう伺っておりますが、申請地の11,755㎡の営農方法はどうなのか、観光農園なのかそれとも市民農園を含めた農園なのか。それから、先ほど事務局から[ ]の従業員の配置の関係がありましたけれど、2名を採用して配置するそうですが2名というのは、新人なのかベテランなのかその辺をお伺いしたいと思います。非常に大規模な経営拡大の事案でありますので、例えば人命に及ぼす事件事故が発生した場合責任の所在はどうなるのか、その辺をお伺いしたいと思います。事務局において大規模な経営拡大の事案になりますので、かなり関連した部署が出てくるんじゃないかと思いますが、その辺の農業関係団体含めた意見調整等が必要になってくるのかなと思うんですけれど、その辺をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（高田主査）1点目、面積につきましては、農地部会を開催いたしまして使用借人の代表者から計画の内容等の話を伺っておりますが、その時から若干の変動、減がございました。理由としては、貸借の場所を貸人、借人で調整いたしまして、最終的に貸借の合意に至ったのが申請の計12筆になります。地権者との合意の上で面積の変更があったものでございます。2点目、作付けの予定でございますが、使用借人に聞き取りをいたしました。17ページの案内図をご参照いただきたいと存じますが、案内図の右側[ ]から

までの5筆、こちらにつきましてはブルーベリー、左側の■■■■から■■■■までの3筆にプラム、同番の■■■■から■■■■の3筆にいちじく、これらを主に定植をすると伺っております。

3点目、営農方法についてですが、厚木市では観光農園・市民農園で経営をしておりますが、綾瀬市の今回の利用集積計画は全て果樹で、青果の出品で営農の計画を立てております。観光農園ではなく果樹としてお借りになりたいとの事です。4点目、従業員の農業技術力の点も使用借人に確認してございまして、厚木の農業支援センターから紹介されました農家のご子息2名で、既に作業の実践されている方であると伺っております。併せて県の農業技術センターへ技術指導員の派遣の依頼をしており、月1での派遣があると伺っているようで、技術的な心配はないとの申し出でございます。5点目、営農地において事故があった場合ですが、借り受けをされた方が自己の責任において営農されることとございますので、何かあった場合は借り受けをされている方が対応するものと考えてございます。営農関係の団体の調整ですが、農用地利用集積計画決定そのものに関しましてはそのような手続きは規定されてはございませんので、計画決定自体には必要とされませんが、今後営農していく上で必要が生じた際には、団体と調整していくよう指導していくことになると存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）観光農園という事ですと、駐車場が必要になると思いますが、農用地でどうなのかなと思う訳ですが、今回の申請ではそういった物は計画されていないという事ですね。

○事務局（高田主査）今回の農用地利用集積計画における営農計画は、観光農園ではなく、青果の出荷でございますので、駐車場の計画はございません。以上でございます。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号72番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員（賛成 人、反対 人によって賛成多数）であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号13番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書18ページから20ページをご覧ください。議案

第46号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号13番でございます。  
申請人は記載のとおりでございます。申請地は[ ]外4筆、地目畑、地積合計3,963㎡でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成31年1月26日から令和3年12月24日まででございます。相続開始年月日は、平成21年4月15日で、今回が4回目の証明願でございます。場所につきましては、19ページ、20ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢は[ ]歳、トラクター3台、田植機、バインダー、コンバイン、防除機等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人及び父、母の計3名、従事日数は300日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第1班の代表の委員より報告を願います。

○4番（細谷 則子君）整理番号13番につきまして現地の状況ですが、[ ]はキャベツの収穫中で、[ ]、[ ]はキャベツの収穫後の耕運状態でした。[ ]はレタスの収穫後でマルチが残っている状態でした。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第1班といたしましては証明書の発行に問題ないと判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）本件の申請地は、早川地区と吉岡地区でありますので、本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。それでは、最初に1番 森山委員から願います。

○1番（森山 謙治君）本件につきまして、早川地区地元委員として発言いたします。12月17日私も1班の一員として現地調査を行うと共に、20日に申請人に面会して参りました。現地は細谷委員から報告がありました通り、キャベツ収穫中や収穫後の耕運状態等で、農地としてしっかり管理されています。先日の面会では、申請人は、相続した農地でこれまで10年以上に渡り営農を行っており、これからもしっかり農業経営を行っていきたいと意欲的に話されておりました。地元委員としては申請者の農業の継続意思の確認もできましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。皆さんのご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。続いて12番 加藤委員願います。

○12番（加藤 栄三君）地元委員として申し上げます。整理番号13番 [ ]、先

程の細谷委員の報告の通り、マルチがまだ残されていました。■はキャベツだと思うんですが収穫後の耕運状態でした。私は申請人とはお会いしておりませんので、その辺りは先程の森山委員のご意見を参考いただきたいと思います。引き続き農業経営を行っている旨の証明事案は問題ないと思います。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第11号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告をお願いします。

○事務局長（岩見事務局長）それでは、議案書の22ページから24ページをご覧ください。専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が9件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が2件ありましたので、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

次に25、26ページをご覧ください。2の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。本件につきまして、整理番号3番及び4番の2件の届け出がありましたのでご報告いたします。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、その届出があったものでございます。

次に27ページから29ページをご覧ください。3の「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告」でございます。本件につきまして、法人2社から提出がありましたのでご報告いたします。「農地所有適格法人が農地を所有し、その農地又はその法人以外の者が所有する農地を耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産

省令で定めるところにより、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない」と規定されており、その提出があったものでございます。それでは、1から3までの詳細につきまして、次長から説明させますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○事務局次長（早川次長）恐れ入りますが、議案書の22、23ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号17番から25番の9件でございます。転用の内容は、整理番号17番が駐車場、18番が駐車場及び通路、19番、20番が工場敷地、21番が駐車場、22番が住宅敷地、23番が共同住宅、24番が住宅及び店舗敷地、25番が駐車場及び貸倉庫で、地積合計3,306.94㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、24ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号30番、31番の2件でございます。転用の内容は、整理番号30番が住宅敷地、31番が資材置場で、地積合計1,005.23㎡でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に25、26ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出、整理番号3番、4番の2件でございます。25ページをご覧ください。整理番号3番につきまして、届出人、届出地及び被相続人は記載のとおりです。下段の取得した権利の種類及び内容は所有権、権利を取得した日は令和3年2月15日、事由は相続、あつせん希望はございません。

続きまして、26ページをご覧ください。整理番号4番につきまして、届出人、届出地及び被相続人は記載のとおりです。下段の取得した権利の種類及び内容は所有権、権利を取得した日は令和3年2月15日、事由は相続、あつせん希望はございません。

次に27ページから29ページの農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告、2件でございます。27ページをご覧ください。1の法人の概要につきましては、名称、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 経営面積は、17,224㎡で綾瀬市及び藤沢市で耕作の事業に供しております。常時従事者は、代表者の1名、議決権の数は500株、議決権の割合は100%でございます。2の事業の種類等につきましては、露地野菜を生産しており、売上高は令和2年の実績がXXXXXXXXXX円、令和3年度の見込みはXXXXXX円でございます。3の利用権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、28、29ページをご覧ください。1の法人の概要につきましては、名称、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX。経営面積は、35,262㎡で綾瀬市、大和市ほかで耕作の事業に供してお

ります。常時従事者は、代表者を含めた3名、議決権の数は60株、議決権の割合は100%  
でございます。2の事業の種類等につきましては、露地野菜を生産しており、売上高は令  
和2年の実績が■■■■円、令和3年度の見込みは■■■■万円でございます。3の利用  
権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長・次長の報告が終わりました。この件について意見等があ  
りましたらご発言をお願いいたします。

○ 番（ 君）

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これもちまして、報告第11号、専決処分  
等についてを終わります。以上もちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。  
これもちまして、第18回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時48分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫



綾瀬市農業委員会委員

橘川 利一



綾瀬市農業委員会委員

加藤 栄三

